

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 4 2 期 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

令和6年8月23日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 ふじみ監査法人

所在地 東京都中央区日本橋室町四丁目4番3号

代表者 山田浩一

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

a 監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務

b 監査法人の沿革

- 昭和55年 3月29日 監査法人朝見会計事務所設立
- 昭和56年12月 4日 青南監査法人設立
- 昭和58年 5月 4日 監査法人双研社設立
- 昭和63年 2月 1日 日栄監査法人設立
- 平成22年 7月 1日 監査法人朝見会計事務所から名古屋監査法人に名称変更
- 令和 元年 6月30日 監査法人双研社は、BKR International の Independent Member になる
- 令和 元年10月 1日 監査法人双研社と日栄監査法人が合併。監査法人双研社を存続法人、日栄監査法人は解散法人とし、双研日栄監査法人に名称変更
- 令和 5年10月 2日 双研日栄監査法人、名古屋監査法人及び青南監査法人が合併  
双研日栄監査法人を存続法人、名古屋監査法人及び青南監査法人は解散法人とし、ふじみ監査法人に名称変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

金商法・会社法監査、会社法監査、学校法人監査、労働組合監査、公益法人監査、社会福祉法人監査、医療法人監査、その他の任意監査を行っている。

- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項  
該当事項なし

- (3) 監査証明業務の状況

令和6年6月30日現在  
(会計年度末日)

種 別	被監査会社等数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	22 社	20 社
② 金商法監査	-	
③ 会社法監査	20	
④ 学校法人監査	14	
⑤ 労働組合監査	17	
⑥ その他の法定監査	6	
⑦ その他の任意監査	44	
計	123	20

- (4) 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備 考
大会社等	2 社	1 社	3,000 千円	
その他の会社等	7	5	4,850 千円	
そ の 他	-	-	-	

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

- ① 経営の基本方針

- ア) 経営理念

当法人は、「会計を事業の言語として機能させることを通じて、公正で信頼できる健全な社会の実現に貢献する。」を経営理念として定めており、会計・監査に係るプロフェッションとして、会計が「事業の言語」として健全に機能することを、監査を通じて働きかけることにより、クライアントの事業の発展と公正で信頼できる健全な経済社会実現への貢献を果たしたいと考えています。

- イ) 行動指針

当法人は、行動指針である「①『コミュニケーションの充実監査』(audit)の語源

は「audio」（聴くこと）から派生したものとされています。監査の基本に立ち返り、相手の声に耳を傾け、対話を通じてあるべき姿を議論していきます。②『継続した知識のインプットと実務での実践』会計・監査のルールは時代とともに変化していきます。日々更新される知識をアップデートするとともに実務へ適切に反映させていきます。③『最先端技術へのキャッチアップ』情報技術をはじめとする最先端技術はあらゆる業界でイノベーションを起こしています。監査業務を効率的かつ効果的にするこれらの技術を適時適切に取り込んでいきます。」を、監査事務所のホームページ等に掲載し、周知しております。

② 経営管理に関する措置

当法人では、組織上、全ての社員により構成されている社員会を最高意思決定機関とし、その下に社員会において社員の中から選任された理事で構成される理事会を設け、機動性のある意思決定ができる体制としております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は職業倫理に則り、コンプライアンスの遵守に万全の注意を払って監査を実施することとしており、セキュリティ・ポリシー、情報セキュリティ対策基準、インサイダー防止規程、特定個人情報取扱規程等により専門要員及び一般職員に対して法令及び規程遵守の徹底を図っております。また、監査責任者が法令違反等事実を発見した場合、速やかに理事会を招集し、当該事実の内容を協議することとしております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

監査事務所としての品質管理に関する方針と手続として「品質管理規程」を定め、これを周知徹底させることにより、監査業務の執行の適正を確保しております。

なお、監査に関する基準等の新設及び改正に伴い、「品質管理規程」を含め関連する規程の改訂を行っております。

① 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

理事長が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。理事長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを示しております。

② 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

ア．職業倫理の遵守

「品質管理規程」において、倫理規則等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めており、毎年定期的に、公認会計士法及び関連する法令等を遵守する旨の「宣誓書」の提出を義務付けております。

イ．独立性の確保

「品質管理規程」において、倫理規則等に基づき、独立性に関する方針及び手続を定めており、毎年定期的に「独立性チェックリスト」を用い、全ての監査従事者及び職員に対し、独立

性の確認を行っております。

#### ウ. ローテーション

監査責任者及び審査担当者のローテーションについては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠して規程を定めております。当該規程において、公認会計士法に定める大会社等に該当する監査業務の監査責任者及び審査担当者には、一定期間のローテーション（継続関与期間とクーリングオフ期間）を義務づけております。

#### ③ 業務に係る契約の締結及び更新

「品質管理規程」において監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続を定めており、独立性に関する事項、監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、会社の財政状態及び経営成績、経営者の誠実性、内部統制の状況、経営上の課題、報酬等を総合的に評価して、その評価結果をもとに理事会の承認をもって、監査業務に係る契約の締結又は更新の可否を決定しております。

#### ④ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

専門要員の採用は、人事担当社員等が採用予定者と面談を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用することとしております。

専門要員の教育・訓練は、当法人が定める「品質管理規程」等に従って、継続的専門能力開発制度への参加及び一定以上の履修単位の義務付け、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施などを行っております。

専門要員の評価については、社員及び専門職員の職階別に、誠実性及び公正性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、貢献意欲と担当業務の遂行状況、専門的能力、専門知識の習得状況、協調性等を総合的に勘案して評価しております。また、その評価結果を踏まえた社員の監査従事等にかかる貢献に対して適切に応えるための報酬規程を設け、当該規程に基づいて社員報酬が決定されています。

監査責任者の選任は、理事会決議により行っております。監査チームの編成は、基本的に各被監査会社の監査責任者の判断に任せており、監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任することについては、監査責任者が責任を負うこととしております。

#### ⑤ 業務の実施及びその審査

「品質管理規程」等において、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めております。

#### ア. 専門的な見解の問合せ

「品質管理規程」等において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。専門的な見解の問合せは、専門的な見解の問合せを行った事項の内容並びに専門的な問合せの結果、当該事項に関して行った判断とその根拠、得られた結論及びその対処について理解することができるように、監査調書に十分かつ詳細に記載することとしております。

#### イ. 監査上の判断の相違

「品質管理規程」において、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、理事会に報告し、理事会において解決するための適切な措置をとることとしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

「品質管理規程」等において、審査に関する方針及び手続を定めております。

原則として、全ての監査業務について審査担当者を選任し、監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。また、審査担当者は、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する当法人の社員であり、かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者を選任しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

「品質管理規程」等において、監査調書の管理等に関する方針及び手続を定めております。

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめ、監査報告日から60日程度を超えない日までに整理を完了することとしております。

監査調書は、紙・電子いずれの場合でも、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するよう管理しております。

⑥ 業務の品質の管理の監視に関する措置

「品質管理規程」等において、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含む品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。

当法人では、品質管理のシステムの監視を行うために品質管理部を設けており、品質管理部の担当者は、当法人が定める品質管理のシステムが適切に整備運用されているかを日常的にモニタリングし、定期的に監査業務の実施状況を検証しております。品質管理部の担当者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、適切な措置をとり、モニタリング等の結果は、定期的に社員会にて報告しております。

また、当法人の内外からの通報等によりもたらされる疑義等に関する情報についても、品質管理部を窓口として適宜対処しております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置。

当法人は特定社員制度を採用しておりません。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和5年11月（通常レビュー）

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人では、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負い理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称  
該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月  
該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容  
該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称  
BKR International

(2) 提携を開始した年月  
令和元年6月

(3) 業務上の提携の内容  
会計・監査等に関する相互の情報提供及び業務委嘱・業務受嘱

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要  
ネットワークには該当しません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
38人	- 人	38人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

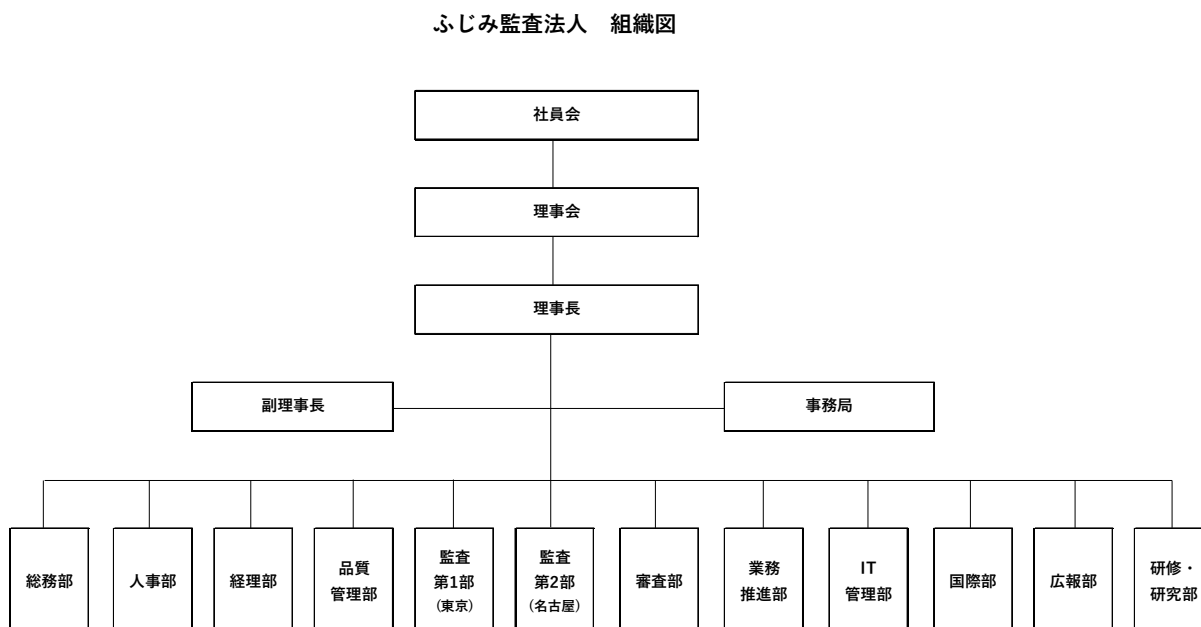
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	社員会規程に定める 事項の決議	38人	- 人	38人
理事会	理事会規程に定める 事項の決議	9人	- 人	9人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都中央区日本橋室町四丁目 4番3号	31人	- 人	31人	10人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄三丁目 6番1号 栄三丁目ビルディ ング	7	-	7	3

#### 四. 監査法人の組織の概要

2024年6月30日現在



#### 五. 財産の概況

##### 1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第41期 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日	第42期 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
売上高		
監査証明業務	766,271	1,290,999
非監査証明業務	3,028	7,850
合計	769,299	1,298,849

(注) 第41期は、旧双研日栄監査法人のみとなっております。

##### 2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付しておりません。

##### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当事項なし



4. 供託金の額

該当事項なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

アネスト岩田(株)

中部飼料(株)

戸田建設(株)

(株)フジオフードグループ本社

山崎製パン(株)

愛知電機(株)

ピープル(株)

エスビー食品(株)

ディーエムソリューションズ(株)

東京窯業(株)

はごろもフーズ(株)

フリージア・マクロス(株)

(株)ヤマダコーポレーション

ユタカフーズ(株)

(株)ウッドフレンズ

(株)丸山製作所

AIAI グループ(株)

(株)Welby

(株)東洋クオリティワン

(株)ニュー・オータニ

以上 20 社